

公共事業に係る政策評価の点検結果

平成 30 年 3 月
総務省行政評価局

目 次

第1 点検の目的等

- 1 点検の目的 1
- 2 平成29年度の点検方針 2

第2 点検の結果

- 1 個別事業の評価の実施状況等の点検の結果 3
- 2 事業区分間の比較等による点検の結果 3

第3 平成28年度点検結果に対する関係行政機関の対応状況 25

第1 点検の目的等

1 点検の目的

社会資本の整備については、「社会資本整備重点計画」（平成27年9月18日閣議決定）において、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価による一貫した事業評価体系の下、公共事業評価を実施するとされており、厳しい財政制約の下、ストック効果の高い社会資本への選択と集中が求められている。また、これに基づき、「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議）においては、今後の社会資本整備に係る取組として、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施し、整備した評価手法を活用してPDCAサイクルを徹底すること等とされている。

公共事業を所管する各行政機関は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「政策評価法施行令」という。）等に基づき、事業費10億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業（注1）について事前評価を実施するとともに、政策決定後5年を経過した時点で未着手である公共事業や政策決定後10年を経過した時点で未了である公共事業等について評価を実施することとされている（再評価）。

また、各行政機関は、政策評価法等を踏まえ、おおむね事業区分ごとに、政策評価の実施対象、時期、手法等を定めた評価実施要領、費用対効果分析（注2）を行うための手法や原単位等を示したマニュアル等（以下これらを総称して「費用対効果分析マニュアル等」という。）を策定し、これらに基づき個々の公共事業に係る政策評価を実施している。

なお、公共事業に係る政策評価は、事業の投資効率性や波及的影響、実施環境といった多様な視点から総合的に行うことが必要であるが、厳しい財政状況の下、重点的かつ効率的な事業の実施を図る観点から、主として費用と便益の比較によって評価する費用便益分析（注3）により事業の投資効率性が判断されている。

このような中、総務省は、政策評価法、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）等に基づき、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動を行うこととされており、その一環として、各行政機関が実施した政策評価について、公共事業を所管する各行政機関とは異なる立場から、その実施状況等の点検を行っているところである。その結果について、関係行政機関に通知し、公表することにより、公共事業を所管する各行政機関に対し、公共事業に係る政策評価の質の向上や公共事業に関する国民への説明責任を果たす観点から、評価について必要な改善を求めるものである。

（注1） 政策評価法における公共事業は、一般会計予算でいう公共事業関係費に該当する事業から施設の維持及び修繕に係る事業並びに災害復旧に係る事業を除いたものをいう。

また、政策評価法施行令では、各府省が直轄で実施する事業のほか、地方公共団体等が実施する補助事業についても事前評価を義務付けている。

（注2） 費用対効果分析は、貨幣換算した便益だけでなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果項目も含めて事業の投資効果を評価する手法をいう。

（注3） 費用便益分析の評価指標としては、一般的に純現在価値、費用便益比（いわゆるB/C）及び経済的内部収益率があるが、評価結果の分かりやすさ等から、事業の投資効率性の判断においては、費用便益比が最もよく用いられている。

2 平成 29 年度の点検方針

平成 28 年度における各行政機関の公共事業に係る政策評価の実施状況（個々の公共事業に係る政策評価の実施件数）をみると、表 1 のとおり、4 省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の計 1,127 件となっている。

表 1 平成 28 年度における個々の公共事業の評価の実施状況（単位：件）

府省名	事前評価	事後評価		計
		再評価	完了後の事後評価	
厚生労働省	4	16	0	20
農林水産省	158	77	92	327
経済産業省	0	7	0	7
国土交通省	235	471	67	773
計	397	571	159	1,127

（注） 「平成 28 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（平成 29 年 6 月）に基づき作成

平成 29 年度の点検については、平成 29 年度行政評価等プログラム及び政策評価法第 13 条の規定に基づく「総務省が行う政策の評価に関する計画」を踏まえ、各省が平成 28 年度に実施した公共事業に係る政策評価について、事業目的（得ようとする効果）として防災に関する効果を含むものや、整備する施設が共通又は類似するものなど、9 事業区分の 21 件の事業を選定し、その評価書の内容の点検を行うこととした（表 2 参照）。

点検は、個別事業の評価の客観性・合理性の検証のほか、複数の事業の評価の実施状況等を比較するなどによる評価の課題の検討等を行った。その際、効果的かつ効率的な実施を図るため、管区行政評価局における現地調査機能を活用した情報収集・分析（注 4）を行うとともに、政策評価審議会の委員等の学識経験者の知見も得つつ実施した。

なお、平成 29 年度の点検結果に対する関係行政機関の対応状況については、30 年度以降、適時フォローアップを実施する予定である。

（注 4） 平成 29 年 8 月から 11 月にかけて、4 管区行政評価局（関東、中部、近畿及び九州）において、事業主体等からの情報収集等を実施

表 2 平成 29 年度の点検対象（単位：件）

所管省	点検対象とした事業区分	点検対象とした評価書			
		事前評価	再評価		
農林水産省	農業農村整備事業	国営かんがい排水事業	2	1	1
		農村地域防災減災事業	4	2	2
	林野公共事業	直轄地すべり防止事業	1	0	1
		国有林直轄治山事業	1	0	1
		民有林直轄治山事業	1	0	1
		民有林補助治山事業	3	0	3
国土交通省	砂防事業	3	1	2	
	住宅市街地総合整備事業（密集市街地総合防災事業及び地域居住機能再生推進事業）	4	4	0	
	都市公園事業	2	0	2	
計		21	8	13	

第2 点検の結果

1 個別事業の評価の実施状況等の点検

点検対象とした個別事業の評価書について、費用便益分析の実施状況等の検証を行った結果、便益の算定に使用しているデータが事業実施箇所の実態等と異なっているものや、便益の算定方法が事業の実情等からみて合理性を欠くものとなっているなどの状況がみられたことから、表3のとおり、個別事業の評価について見直しを求めた（3件）。

表3 個別事業の評価についての見直しに関する指摘の状況 (単位：件)

所管省	点検対象とした事業区分	点検対象	指摘件数
農林水産省	農業農村整備事業	国営かんがい排水事業	2
		農村地域防災減災事業	4
	林野公共事業	直轄地すべり防止事業	1
		国有林直轄治山事業	1
		民有林直轄治山事業	1
		民有林補助治山事業	3
	国土交通省	砂防事業	3
住宅市街地総合整備事業（密集市街地総合防災事業及び地域居住機能再生推進事業）		4	
都市公園事業		2	
計		21	3

(注) 「事業区分」とは、事業の種類を示す区分である。

2 事業区分間の比較等による点検

点検対象とした評価書について、異なる事業区分に属するが事業目的（事業により得ようとする効果）や整備する施設等が共通する個別事業間や、同一事業区分に属する複数の個別事業間で、評価の実施方法等を比較するなどにより検証を行った結果、ある事業区分に属する同じ事業目的で行われている異なる事業区分に属する事業間で、事業により得ようとする効果を費用対効果分析マニュアル等に基づき算定しているものと算定していないものがあり、事業区分間で評価方法等の取扱いが異なっているなどの状況がみられたことから、表4のとおり、6事業区分について、費用対効果分析マニュアル等への反映など、事業区分全体としての評価の取扱い等の見直しを求めた（4件）。

表4 事業区分全体としての評価の取扱い等の見直しに関する指摘の状況

(単位：件)

指摘の類型	指摘件数
評価マニュアル等の見直し	2
運用の見直し (評価マニュアルの趣旨等の徹底、評価結果の的確な公表方法の検討)	2
計	4

<事例一覧>

個別事業の評価の実施状況等の点検			
【事例1】	費用便益分析におけるデータの的確な取扱いについて(事業実施箇所の最新の実態・現況を示すデータの使用)	農林水産省 ・ 農村地域防災減災事業(地すべり対策事業(江井鳶ノ巣))	P5
【事例2】	費用便益分析における便益の適切な算定について(実態に即し区域を分けて算出するなど合理性・妥当性の確保)	農林水産省 ・ 民有林直轄治山事業(紀伊田辺)	P8
【事例3】	費用便益分析における便益の適切な算定について(事業の実情等を踏まえ、評価マニュアルに沿った便益の算定)	国土交通省 ・ 亀の瀬地区直轄地すべり対策事業	P11
事業区分間の比較等による点検			
【事例4】	同じ事業目的で行われる他の事業区分で算定されている効果の取扱いについて(評価結果における人命保護効果の明確化)	農林水産省 ・ 農業農村整備事業(農村地域防災減災事業) ・ 林野公共事業(直轄地すべり防止事業及び民有林補助治山事業)	P15
【事例5】	同じ事業目的で行われる他の事業区分で実施されている手法の実施について(公共事業の不確実性を考慮した感度分析の評価手法の導入)	農林水産省 ・ 農業農村整備事業(農村地域防災減災事業)	P18
【事例6】	費用便益分析に当たっての評価マニュアルの考え方等の徹底について(事業の実情等に応じた重要度の高さによる算定便益の選択)	農林水産省 ・ 林野公共事業(直轄地すべり防止事業、国有林直轄治山事業、民有林直轄治山事業及び民有林補助治山事業)	P20
【事例7】	評価結果の的確な公表方法について(貨幣換算が困難な効果等について個別地区の実情を踏まえた公表)	国土交通省 ・ 住宅市街地総合整備事業 (密集市街地総合防災事業及び地域居住機能再生推進事業)	P22

【事例1】費用便益分析におけるデータの的確な取扱いについて（農業農村整備事業）

＜農林水産省＞

対象事業名（地区名）	農村地域防災減災事業（地すべり対策事業（江井鳶ノ巣））
直轄事業・補助事業の別	補助事業
評価区分	再評価
事業主体	兵庫県
評価の実施主体	近畿農政局
事業費	11.5億円
費用便益比（B/C）	1.57〔総便益（B）：22.2億円、総費用（C）：14.1億円〕
事業の進捗状況	94.6%
過去の評価の実施状況	事前評価未実施（当初事業費は10億円未満（事業実施途上での計画変更により、点検時点での事業費は「事業費」欄のとおり。））

【制度の概要等】

農業農村整備事業のうち、地すべり対策を主目的として実施される事業に係る評価については、「直轄地すべり対策事業の費用対効果分析に当たってのマニュアル（案）」（平成22年3月農村振興局整備部防災課広域防災班、海岸・防災計画班）等が適用されている。同評価マニュアルにおいては、費用便益分析を行うに当たっての被害想定区域における資産等の調査に関して、①実測平面図（1/2,000程度）を用いて、図測により各種資産被害量を算定する、②図測で不明な点や詳細等については適宜聞き取り調査等を実施すると記述されているが、最新の現況を把握することとする旨の記述は明示的にはなされていない。

【点検結果】

今回点検対象とした「農村地域防災減災事業（地すべり対策事業（江井鳶ノ巣））」に係る再評価については、費用便益分析の際の被害想定区域の範囲内の被害量の算定に当たり、本事業の新規事業採択時（平成18年）の住居数や農業資産等のデータをそのまま用いている。

しかし、当省において、最新（平成26年）の住宅地図による確認や現地確認を行ったところ、表及び写真のとおり、例えば、評価において「ため池」として計上されている箇所は、実際には田や駐車場（脇に建てられた石碑から平成24年以前に整備されたとみられる。）であり、評価において使用されている数値が本事業に係る被害想定区域内における現況の2倍近い数値となっているなどの齟齬がみられた。

表 評価において使用されている数値と当省の確認結果の比較

効果算定対象資産	評価において使用されている数値(H18年)	当省の確認結果	
		最新(H26年)の住宅地図	現況(H29年)
ため池	18か所	17か所	10か所
住居	30戸	27戸	29戸
B/C	1.57	(1.48)	(1.53)

(注) 1 近畿農政局からの提出資料及び当省の点検結果に基づき作成

2 「B/C」欄の()内の数値は、当省が把握したデータに基づき推計したものである。

写真1 住宅地図上ため池とされているが、田に転用されている箇所



写真2 住宅地図上ため池とされているが、駐車場に転用されている箇所



このことについて、評価の実施主体である近畿農政局では、事業主体である兵庫県に対し、評価として使用するデータについては最新のものを提出するよう求めているが、提出を受け

たデータについて現地確認等による検証までは行っていない。

事業期間が長期にわたるものが多い公共事業に係る政策評価の際の費用便益分析に関しては、事業開始当初から事業実施場所の状況が変化することが十分に想定されるため、評価の時点における状況を正確に把握し、それを基に事業の必要性等を的確に評価することにより、評価の信頼性の確保につながるものと考えられる。

【総務省の見解】

農林水産省は、費用便益分析の的確な実施を図り、国民への説明責任を果たす観点から、事業実施箇所の最新の実態や現況をよりの確に示すデータを使用して評価を行う必要がある。

【事例 2】費用便益分析における便益の適切な算定について（林野公共事業）〈農林水産省〉

対象事業名（地区名）	民有林直轄治山事業（紀伊田辺）
直轄事業・補助事業の別	直轄事業
評価区分	再評価
事業主体	近畿中国森林管理局和歌山森林管理署
評価の実施主体	近畿中国森林管理局
事業費	77.2 億円
費用便益比（B/C）	1.88 [総便益（B）：135.2 億円、総費用（C）：72.0 億円]
事業の進捗状況	53.8%
過去の評価の実施状況	事前評価：平成 24 年度 [B/C=2.01]

【制度の概要等】

林野公共事業に係る評価業務における手順については、「林野公共事業における事業評価マニュアル」（平成 14 年 3 月 13 林整計第 541 号。平成 29 年 5 月最終改正）に沿って実施されている。同マニュアルにおいては、治山事業における費用対効果分析に当たって算定する便益の種類として、水源涵養便益、山地保全便益、環境保全便益及び災害防止便益の 4 種類が示されている。

【点検結果】

今回点検対象とした「民有林直轄治山事業（紀伊田辺）」に係る再評価については、費用便益分析において、水源涵養便益及び山地保全便益を算定しているが、これらの便益の算定方法等について、以下のとおり、事業の実態等からみて妥当性を欠くと考えられる状況がみられた。

- ① 同事業の事業地区は 7 つの区域から成っており、評価に当たっては、事業地区全体の施工面積及び保全効果区域面積を基に便益額を算定している。

しかし、これらの区域のうち上秋津区域については、平成 29 年度に新たに追加された区域であり、たとえ、再評価実施時点（平成 28 年度）において当該区域の追加が分かっていたとしても、評価において当該区域も含めた事業地区全体の施工面積及び保全効果区域面積を基に同事業の便益額を算定することにより、事業開始年度（平成 25 年度）以降事業の進捗とともに発生する便益に、29 年度から追加された箇所に係る便益が含まれることとなり、妥当性を欠くものと考えられる。

表 1 事業地区内各区域面積・保全効果区域面積

(単位：ha)

区域名	事業区域面積 (施工面積)	保全効果 区域面積
上平治川	6.26	38.71
八升前	0.75	6.6
菖蒲谷	0.9	16.87
下モ谷西側	5.4	64.31
本田垣内	3.24	158.71
愛賀合	0.72	20.16
上秋津	22	50.8
合計	39.27	356.16

平成 29 年度から追加された区域だが、事業開始の 25 年度時点から面積に合算して便益計算を実施

算定の基礎となる“面積”
↓
事業地区全体の合計値を使用

(注) 近畿中国森林管理局からの提出資料に基づき当省が作成

- ② また、本評価では、事業実施による便益として、水源涵養便益（洪水防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益）及び山地保全便益（土砂流出防止便益、土砂崩壊防止便益）の 2 種類の便益を算定しており、これらの便益の算定の基礎として、事業地区内の 2 か所に所在する観測所（栗栖川観測所及び本宮観測所）で観測された降雨量のデータを使用している。

便益の算定に当たって使用している降雨量のデータは、表 2 のとおり、事業地区内一律で、より災害の危険度が高いと想定される、雨量が多い方の観測所のデータ（例えば、「100 年確率時雨量 (mm/h)」のデータについては事業地区内一律に栗栖川観測所のデータ）となっている。

しかし、広大な事業地区にあって、事業地区内の各区域はそれぞれ離れており、本来であれば、各区域の便益の算定をよりの確に行おうとすれば、より近い観測所のデータを使用すべきであると考えられ、本評価のようなデータの使用方法は、各区域の実態を的確に評価に反映しているとは言えず、妥当性を欠くものと考えられる。

表 2 事業地区内 2 観測所の降雨量データ

便益計算で使用する 降雨量データ	栗栖川観測所	本宮観測所
100 年確率時雨量 (mm/h)	179	139
年間平均降雨量 (mm/年)	2,399.6	2,780
雨量比 (50 年確率日雨量/既往最大日雨量)	1.0353	(不明)

水源涵養便益（洪水防止便益）に使用

水源涵養便益（流域貯水便益、水質浄化便益）に使用

山地保全便益（土砂崩壊防止便益）に使用

(注) 近畿中国森林管理局からの提出資料に基づき当省が作成

算定の基礎となる“降雨量”

↓
事業地区内の 2 観測所のうち、より危険度の高い雨量を使用

↓
広い事業地区内の各区域の状況を正確に反映していない。

なお、上記の考え方に則して、各区域別にそれぞれ適した係数及び計算開始年数を基に、当省が把握しているデータ（事業対象面積、保全対象面積及び各雨量データ）により、便

益及び費用を試算した結果は、表3のとおりであり、費用便益比は当初の1.88から1.83（小数点第3位四捨五入）へ、0.05ポイント低下する。

表3 上記の考え方に則した便益及び費用の試算結果

区域名	便益（千円）	費用（千円）	観測所データ	便益算定開始時期
上平治川 八升前 菖蒲谷 下モ谷西側	4,777,730	3,431,528	本宮	25年度
本田垣内 愛賀合	5,820,185	1,877,141	栗栖川	
上秋津	2,607,971	1,897,408		
合計	13,205,886	7,206,077		
B/C	1.833			

（注） 「B/C」欄の数値は、当省が把握したデータに基づき試算した値である。

公共事業に係る政策評価は、評価の対象とする事業の事情等をよりの確に反映させることにより、当該事業の実施や継続の必要性や妥当性をより適切に判断し、客観性を持って国民に対する説明を行うことが可能となるとともに、評価自体の質の向上にもつながることとなる。

したがって、公共事業に係る政策評価の実施に当たっては、評価の時点における状況を正確に把握し、それを基に事業の必要性等を的確に評価することにより、評価の信頼性の確保につながるものと考えられる。

【総務省の見解】

農林水産省は、事業内容や事業地区の実態をよりの確かかつ正確に評価に反映させる観点から、便益算定に当たっては、区域を分けて算出してから合算するなど、算定方法の合理性及び妥当性を確保した費用便益分析を行う必要がある。

【事例3】費用便益分析における便益の適切な算定について（砂防事業）〈国土交通省〉

対象事業名（地区名）	亀の瀬地区直轄地すべり対策事業
直轄事業・補助事業の別	直轄事業
評価区分	再評価
事業主体	近畿地方整備局
評価の実施主体	近畿地方整備局
事業費	945 億円
費用便益比（B/C）	31.0 [総便益（B）：93,675 億円、総費用（C）：3,023 億円]
事業の進捗状況	約 90%
過去の評価の実施状況	事前評価：平成一年度 [B/C = -] 再評価（前回）：平成 26 年度 [B/C = 31.6]

【制度の概要等】

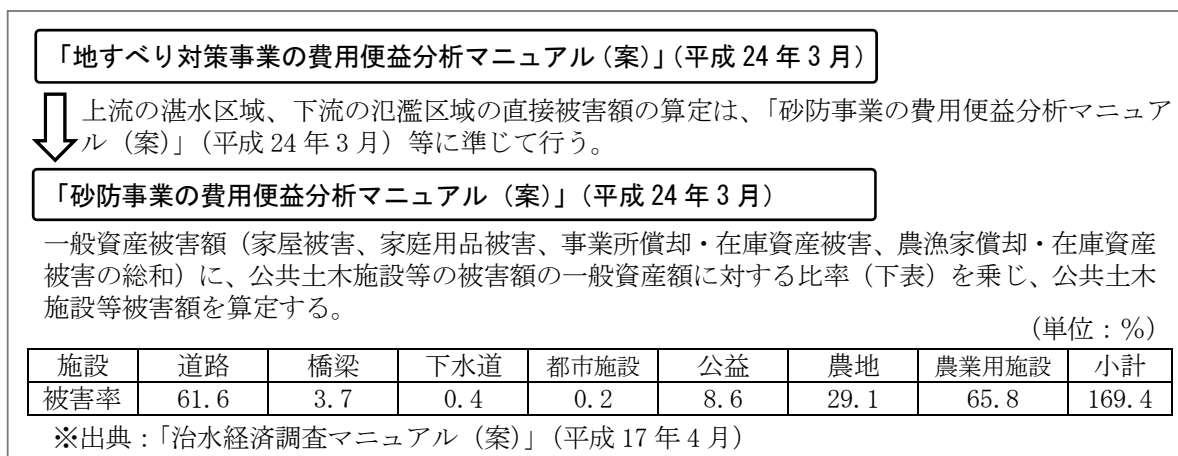
地すべり対策事業に係る評価については、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」（平成 24 年 3 月国土交通省水管理・国土保全局砂防部。以下「地すべりマニュアル」という。）、「砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）」（平成 24 年 3 月国土交通省水管理・国土保全局砂防部。以下「砂防マニュアル」という。）等に基づき行われている。

地すべりマニュアル、砂防マニュアル等においては、地すべり対策事業に関する費用便益分析の基本的な考え方として、事業の効果のうち「被害抑止効果」は、「直接被害抑止効果」及び「間接被害抑止効果」に分けられ、さらに、「直接被害抑止効果」は、家屋、事業所、農作物、公共土木施設等の資産の被害を抑止する効果と、人身被害抑止効果（逸失利益）から構成され、「間接被害抑止効果」は、稼働被害抑止効果（被害の発生による事業初頭の営業停止を抑止する効果）、事後的被害抑止効果（被害の発生による応急対策費用を抑止する効果）及び精神的被害抑止効果から構成されることが示されている。

また、便益を計測するに当たっての被害の考え方として、地すべり土塊が滑落に至るまでにおける被害（移動土塊及びその周辺（移動土塊の到達範囲は含まない。））と、地すべり土塊が滑落した場合に生じる被害（移動土塊の到達範囲を含む。）のそれぞれについて計測することとされており、直接被害額として毎年度の資産の補修費を算定するに当たっては、①地すべり土塊が滑落に至るまでにおける被害については、被害率を 0.01 として（実績の計上が困難な場合）、また、②地すべり土塊が滑落した場合に生じる被害については、壊滅的な被害の発生が推測されることから、被害率を 1.0 として、それぞれ計上することとされている。

さらに、地すべりマニュアルにおいて、上流の湛水区域及び下流の氾濫区域の直接被害額の算定に当たって、公共土木施設等の被害額については砂防マニュアルに準じて「公共土木施設等被害額の一般資産額に対する比率」を用いて算定することとされており、その具体的な比率は、「治水経済調査マニュアル（案）」（平成 17 年 4 月国土交通省河川局。以下「治水マニュアル」という。）に示されている（以下、治水マニュアルに示されている比率を「治水マニュアルの比率」という。）（図 1 参照）。

図1 地すべり対策事業に適用するマニュアルの関係性



(注) 地すべりマニュアル等に基づき当省が作成

〔点検結果〕

今回点検対象とした「亀の瀬地区直轄地すべり対策事業」に係る再評価については、以下のとおり、必ずしも、地すべりマニュアル、砂防マニュアル等で示されている内容に即した方法で便益の算定等が行われていないと考えられる状況がみられた。

① 公共土木施設の補修費の算定について

本事業評価においては、「地すべり土塊が滑落に至るまでの被害」に係る補修費について、地すべり危険区域内に立地する家屋(557戸)及び公益事業施設等(自治会館等4施設)の毎年の補修費を、建物資産額の1.0%として、1年当たり120,514千円を50年間にわたり便益として計上している(表1参照)。

このことについて、評価の実施主体である近畿地方整備局及び大和川河川事務所は、地すべり危険区域に立地する家屋等については、毎年の補修費は発生しないものの、地すべり土塊が崩落に至るまでの期間においても、川幅が狭窄化し浸水リスクが増大していることを想定して計上しているとしている。

表1 地すべり危険区域内の家屋等の補修費の計上の状況 (単位: 戸、千円)

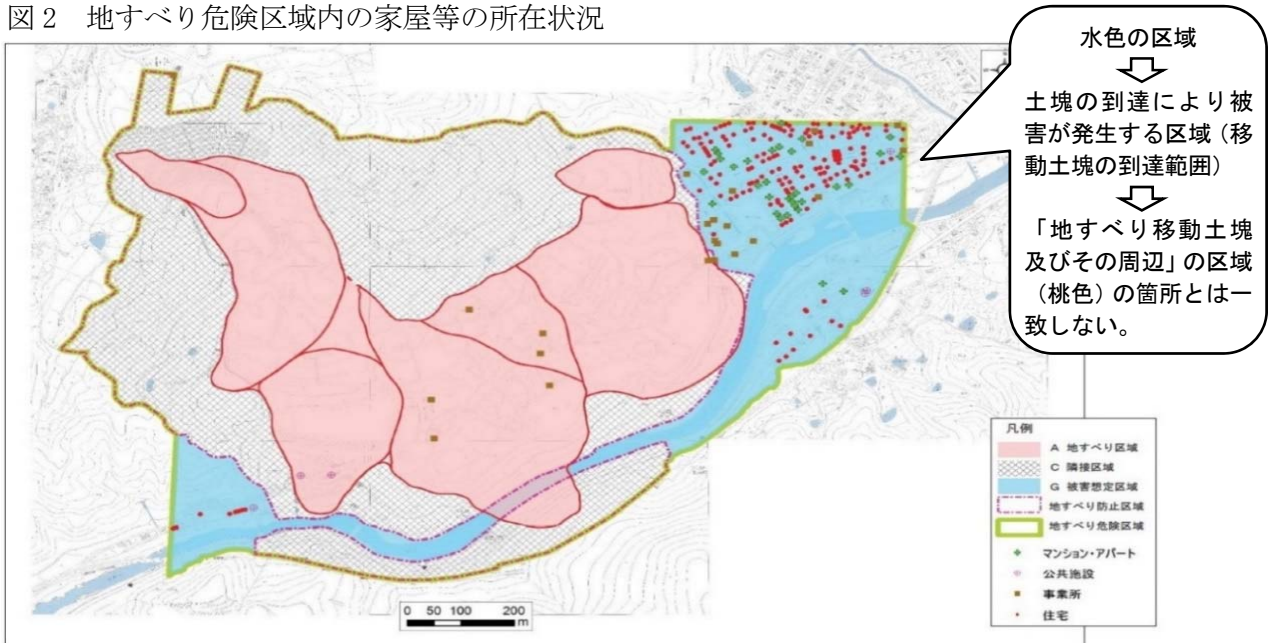
	家屋	公益事業施設等	合計
対象物件数	557	4	561
家屋資産額	10,557,816	1,493,600	12,051,416
1年当たりの補修費	105,578	14,936	120,514

(注) 近畿地方整備局からの提出資料に基づき当省が作成

しかし、i) これら毎年の補修費を計上している家屋及び公益事業施設等の立地場所は、地すべり移動土塊とその周辺だけでなく、地すべりマニュアルにおいて「地すべり土塊が滑落に至るまでの被害」に係る補修費を計上する対象とされていない「移動土塊の到達範囲」に該当する場所にも所在している状況となっている(図2参照)上、ii) 地すべり土塊が崩落に至るまでの期間において川幅が狭窄する箇所や、それにより、「移動土塊の到達範囲」に所在している全ての家屋等が浸水被害を受けることとなる具体的な想定など、地すべりマニュアルで示された対象区域内に所在しない家屋や公益事業施設等について、地すべりマニュアルに沿わずに毎年の補修費を計上していることの妥当性が、評価結果等に

において、具体的な根拠をもって示されておらず、評価マニュアルに沿った算定となっていないものと考えられる。

図2 地すべり危険区域内の家屋等の所在状況



(注) 近畿地方整備局からの提出資料より抜粋

② 公共土木施設等被害額の算定について

治水マニュアルにおいては「大都市部では全国平均から求めた数値を用いて、一般資産被害額との関係から公共土木施設等被害額を算定すると過大評価となるので、水害統計により把握される当該地域または類似地域における公共土木施設被害額の一般資産被害額に対する比率を用いて算定する」とされている。

本事業の評価に係る被害想定区域は、下流の氾濫区域（面積 5,410ha、区域内人口 32.7万人、17.7万世帯）の中に、大阪市東部（東成区、生野区、平野区等）、八尾市など大都市部を含んでおり、上記の治水マニュアルの記述にある大都市部に該当するものの、評価に当たり、治水マニュアルの比率をそのまま用いて公共土木施設等被害額を算定しており、上流の湛水区域及び下流の氾濫区域の面積は 6,020ha、公共土木施設等の被害額は 30,104 億円となっている（表 2 参照）。

表 2 上・下流の被害想定区域における公共土木施設等被害額の内訳（単位：億円）

		道路 (61.6)	橋梁 (3.7)	下水道 (0.4)	都市施設 (0.2)	公益 (8.6)	農地 (29.1)	農業用施設 (65.8)	計 (169.4)
被害額	上流 (610ha)	741	44	5	2	103	350	791	2,037
	下流 (5,410ha)	10,206	613	66	33	1,425	4,821	10,902	28,067
	合計 (6,020ha)	10,947	658	71	36	1,528	5,171	11,693	30,104

(注) 1 近畿地方整備局からの提出資料に基づき当省が作成
 2 () 内の数値は、治水マニュアルが定める比率

このことについて、国土交通省は、水害統計のデータを確認したところ、現状の水害統計では、本事業の氾濫想定規模に適用できるような規模のデータが蓄積されていなかったため、全国の様々な水害による被害額を基に算定された平均的な係数である治水マニュアルの比率を用いて算定する方がより信頼性が高いと判断したとしている。

しかし、上記の事情等について公表資料等において説明がなされていない状況となっているため、評価内容の妥当性について疑義が生じるものとなっている。

公共事業に係る政策評価は、評価の対象とする事業の事情等をよりの確に反映させることによりその質の向上につながるとともに、その結果について客観性を持って示すことにより、当該事業の実施や継続の必要性や妥当性を国民に対して的確に説明することが求められる。

〔総務省の見解〕

国土交通省は、本事業における以下の事項について適切に対応することが必要である。

- ① 費用便益分析の的確な実施を図る観点から、地すべり土塊が滑落に至るまでの被害に係る補修費について、算定の対象を地すべり移動土塊及びその周辺に分布する資産とする評価マニュアルに従い適切に算定すること。
- ② 国民に対する説明責任の徹底の観点から、公共土木施設等被害額の算定方法が評価マニュアルに沿ったものとなっていないように見えることについて、その事情等が第三者から見て分かるように公表資料等において明示すること。

【事例 4】 同じ事業目的で行われる他の事業区分で算定されている効果の取扱いについて

〔制度の概要等〕

地すべり対策事業は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づき、地すべりの被害から農地、農業用施設等を守り、農業基盤を維持することや、家屋の破壊、埋没等の危険を除去し、民生の安定に資することを目的として実施される公共事業であり、同法第 3 条の規定に基づき、事業を所管する主務大臣は、必要があると認めるときは、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域、それらに隣接する地域で地すべりを助長・誘発するおそれのきわめて大きいもの等について、「地すべり防止区域」として指定し、その区域内において地下水排除工、杭工、アンカー工等の地すべり発生防止のための公共事業を実施している。

また、同法第 51 条に基づき、地すべり防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、①砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防指定地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域については国土交通大臣、②森林法（昭和 26 年法律第 249 号）による保安林又は保安施設地区（これに準ずべき森林等の土地を含む。）の存する地すべり地域については農林水産大臣、③①及び②に該当せず、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域については農林水産大臣、④③に該当しない地域は国土交通大臣とされている。

〔点検結果〕

今回点検対象とした 21 事業のうち、地すべり対策を主目的として実施されている事業（農林水産省所管の農業農村整備事業及び林野公共事業、国土交通省所管の砂防事業の中の計 6 事業）に係る評価について、費用便益分析の実施状況を確認したところ、以下のとおり、地すべりの発生に伴う人身被害の取扱いが、事業区分間で区々となっている状況がみられた。

① 農林水産省が策定している「直轄地すべり対策事業の費用対効果分析に当たってのマニュアル（案）」（平成 22 年 3 月農村振興局整備部防災課広域防災班、海岸・防災計画班）においては、人命保護に係る効果等については、「定量化手法が確立していないことから、当面の間効果の算定は行わない」旨記述されている。

これについて、農林水産省では、平成 28 年度において、所管する地すべり防止区域及び地すべり災害後に地すべり防止区域に指定された区域における人的被害の実績を確認したところ、22 年度以降の発生事例が確認できなかったことから、現段階では人命保護に係る効果を定量的に算定することが困難と判断したとしている。

しかしながら、今後同省所管の地すべり防止区域において地すべりが起きた場合に人身被害が発生する可能性は否定できず、実際に、点検対象とした「農村地域防災減災事業（地すべり対策事業（江井鳶ノ巣）」に係る評価においては、同マニュアルに基づき事業実施による便益として当該効果は算定されていないものの、同事業における保全対象区域内には家屋が所在している。

② 林野庁が策定している「林野公共事業における事業評価マニュアル」（平成 14 年 3 月 13 林整計第 541 号。平成 29 年 5 月最終改正）においては、事業を実施することにより見込ま

れる人命保護効果の算定に関しては明示的に記述されていない。

実際に、点検対象とした地すべり防止のための事業(「直轄地すべり防止事業(阿津江)」、「民有林補助治山事業(地すべり防止(鬼ヶ鼻))」及び「民有林補助治山事業(地すべり防止(東中江))」の3事業)に係る評価についてはいずれも、事業実施による便益として当該効果は算定されていない。

- ③ 一方、国土交通省が策定している「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル」(平成24年3月国土交通省水管理・国土保全局砂防部)においては、人身の逸失利益を求めるとともに、精神的損害額を加算して人身被害を算定するとされている。

実際に、点検対象とした「由比地区直轄地すべり対策事業」及び「亀の瀬地区直轄地すべり対策事業」に係る評価においては、同マニュアルに基づき、事業実施による便益として当該効果が算定されている。

表 地すべり対策を主目的とする事業における人身被害想定の方針の比較

事業区分	評価マニュアル等	記述内容等
農業農村整備事業	「直轄地すべり対策事業の費用対効果分析に当たってのマニュアル(案)」(平成22年3月農村振興局整備部防災課広域防災班、海岸・防災計画班)	<u>人命保護効果</u> 及び交通途絶被害軽減効果、地域経済に及ぶ効果については、 <u>定量化手法が確立していないことから当面の間効果の算定は行わない</u> こととする。
	「地すべり対策事業の費用対効果分析に当たってのマニュアル(案)」(平成29年4月農村振興局整備部防災課海岸・防災計画班、広域防災班)	<u>人命保護効果</u> や土地利用高度化調査等に及ぶ効果については、 <u>定量化手法が確立していないことから、基本的に当面の間、効果の算定は行わない</u> こととする。
林野公共事業	「林野公共事業における事業評価マニュアル」(平成14年3月13林整計第541号。平成29年5月最終改正)	(人命保護効果の算定に関する記述なし)
砂防事業	「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル」(平成24年3月国土交通省水管理・国土保全局砂防部)	地すべり危険区域内の年齢別死者数を想定し、 <u>ライブニッツ方式により逸失利益を求めるとともに、精神的損害額を加算して人身被害を算定する。</u>

(注) 農林水産省、林野庁及び国土交通省が策定している地すべり対策事業に係る評価マニュアル等に基づき当省が作成

公共事業に係る政策評価における費用便益分析は、事業実施による費用及び得られる効果を的確に説明するために実施するものであり、便益については、厳しい財政制約の下で当該事業を実施する意義・目的を具体的に効果として明らかにする重要なツールであることから、地すべりによる被害を防止・軽減するという共通の事業目的を踏まえ、被害の可能性が想定される事項については評価内容として考慮することにより、国民に対する説明責任を果たすことにもつながるものと考えられる。

〔総務省の見解〕

農林水産省は、一層的確な公共事業に係る政策評価の実施の観点から、所管する公共事業の評価に関し、事業実施による災害防止効果として想定される人命保護効果の取扱いについ

て、同じ地すべり対策を主目的として実施する他の事業区分では評価マニュアル等に基づき算定しているものがあることを踏まえ、定性的な手法による評価も含めて評価結果において明確化することができるよう検討し、評価マニュアル等にその取扱いを示すことが必要である。

【事例 5】 同じ事業目的で行われる他の事業区分で実施されている手法の実施について

〔制度の概要等〕

公共事業は、一般的に、計画から供用までに要する事業期間や供用後の耐用年数が長期にわたる場合が多い。このため、公共事業に係る政策評価において費用対効果分析を実施するに当たっては、将来の費用や便益に大きな影響を及ぼす不確実な要因が多数存在することとなり、需要予測などの前提条件の設定によって、評価結果が変わるといことが相当程度発生し得るという特性がある。このような状況を踏まえ、公共事業に係る政策評価に関しては、事業の適切な執行管理や国民への説明責任とともに、評価の精度や信頼性の向上を図る観点から、将来の不確実性を考慮した評価手法として感度分析が導入されているものもある。

〔点検結果〕

今回点検対象とした 21 事業のうち、地すべり対策を主目的として実施される事業（農林水産省所管の農業農村整備事業及び林野公共事業、国土交通省所管の砂防事業の中の計 6 事業）の評価に適用されている評価マニュアル等における、感度分析の導入状況を確認したところ、以下のとおり、事業区分間で区々となっている状況がみられた。

- ① 農林水産省が所管する農業農村整備事業においては、現状、評価に適用している評価マニュアル等には感度分析に関する記述はなく、体系的に評価手法として導入していない。

これについて、農林水産省では、同じ農業農村整備事業の中の土地改良事業において検討段階であることに合わせて現状では導入していないとしている。

しかし、今回点検対象とした「農村地域防災減災事業(地すべり対策事業(江井鷲ノ巣))」については、事業地区内で実施している中山間総合整備事業の進捗の遅れ及び平成 25 年度に発生した新たな地すべりへの対策のための追加工事が必要となり、当初 6 年間で予定していた事業期間が 6 年延長されており、事業実施に当たって行う調査では必ずしも確実に把握し切れなかった地すべり対策事業に特有の地形条件等が事業の進捗に大きな影響を及ぼすとともに、当初想定していなかった評価の際の費用対効果分析の結果に影響を与える可能性があるものとなっている。

- ② 一方、同じ農林水産省（林野庁）が所管する林野公共事業については、評価に適用している「林野公共事業における事業評価マニュアル」（平成 14 年 3 月 13 林整計第 541 号。平成 29 年 5 月最終改正）において、不確実性があり、下振れする可能性がある前提条件を算定因子に含む便益がある場合は感度分析を実施することとされている。また、国土交通省が所管する砂防事業についても、評価に適用している評価マニュアル等において、残事業費、残工期及び資産について感度分析を実施することとされており、それぞれ、事業の不確実性を考慮したよりの確な評価を可能とするような評価手法が取り入れられている。

表 地すべり対策を主目的とする事業における感度分析の手法の導入状況の比較

事業区分	事業評価マニュアル名	記述内容等
農業農村整備事業	「直轄地すべり対策事業の費用対効果分析に当たってのマニュアル(案)」(平成 22 年 3 月農村振興局整備部防災課広域防災班、海岸・防災計画班)	(感度分析に関する記述なし)

林野公共事業	「林野公共事業における事業評価マニュアル」(平成14年3月13林整計第541号。平成29年5月最終改正)	不確実性があり、下振れする可能性がある前提条件(二酸化炭素に関する原単位、年平均想定被害額、伐採材積、市場価格)を算定因子に含む便益がある場合、感度分析を実施
砂防事業	「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル」(平成24年3月国土交通省水管理・国土保全局砂防部)	残事業と全体事業の各々について、残事業費、残工期、資産を個別に±10%変動させて費用便益比を算定し、感度分析を行う(計12ケースに分けて感度分析を実施)。

(注) 農林水産省、林野庁及び国土交通省が策定している地すべり対策事業に係る評価マニュアル等に基づき当省が作成

事業期間が長期にわたるものが多い公共事業にあつて、今回点検対象とした地すべり対策を主目的として実施される事業は、事業の特性上、事業実施現場における地形条件や気象条件などの自然条件に関する要因に大きく影響を受ける可能性が大きいものと考えられ、そのような事業の特性上の不確実な要因について、一層的確に評価することができる仕組みとなるよう、評価手法の不断の見直しを行うことが重要であると考えられる。

〔総務省の見解〕

農林水産省は、事業の不確実性を考慮し、評価の精度や信頼性の一層の向上等を図る観点から、農業農村整備事業に係る評価について、同じ地すべり対策を主目的として実施する他の事業区分において、評価マニュアル等に基づき感度分析を行っていることを踏まえ、事業の特性等に応じ、地すべり対策事業における不確実性をよりの確に評価することができる感度分析の導入について引き続き検討し、評価マニュアル等にその取扱いを示すことが必要である。

【事例 6】費用便益分析に当たっての評価マニュアルの考え方等の徹底について

〔制度の概要等〕

林野公共事業に係る評価業務における手順については、「林野公共事業における事業評価マニュアル」（平成 14 年 3 月 13 林整計第 541 号。平成 29 年 5 月最終改正。以下「林野評価マニュアル」という。）に沿って実施されている。林野評価マニュアルにおいては、林野公共事業のうち治山事業に係る評価で算定する便益として、水源涵養便益、山地保全便益、環境保全便益及び災害防止便益が示され、各地域を取り巻く状況、治山事業が果たす役割等を考慮し、評価項目を選択することとしている。

一方、林野公共事業に係る評価における費用便益比の計算は、林野評価マニュアルの内容に即して林野庁が作成した専用のプログラムである「林野公共事業の費用便益分析プログラム」（以下「分析プログラム」という。）が各森林管理局及び都道府県に参考配布されており、各事業の実施主体となる森林管理局、都道府県等において、分析プログラム上に必要なデータを入力することにより実施している。

〔点検結果〕

林野評価マニュアルにおいては、林野公共事業（治山事業）に係る評価で算定する便益のうち、山地保全便益（土砂流出防止便益、土砂崩壊防止便益）と災害防止便益（山地災害防止便益）は、それぞれ山地保全と災害防止という 2 つの視点から捉えているが、山地保全便益は、砂防ダムによる代替法により評価しているため、災害防止便益と共通するものであることから、評価に当たっては、重要度が高いと判断される一方の便益により行うこととし、重複計測をしないこととされている。

一方、分析プログラムの操作マニュアルでは、山地保全便益と災害防止便益について、「災害防止便益と山地保全便益とを選択した場合、効果額の大きい便益が採用されます」と記述され、災害防止便益及び山地保全便益の両方を選択し、必要なデータを入力すると、効果額の大きい方が自動的に便益として採用される仕組みとなっている。このため、個々の事業の事業主体においては、地域の実情等を踏まえた重要性を十分検討しないまま分析プログラムの出力結果をそのまま便益としてしまう可能性がある状況となっている。

実際に、今回点検対象とした林野公共事業 6 事業に係る評価（いずれも再評価）における費用便益分析結果をみると、6 事業中 5 事業の評価において災害防止便益が、1 事業の評価において山地保全便益が、それぞれ便益として選択されているが、いずれの事業においても、分析プログラムの出力結果と異なる便益を採用しているものはなかった。

公共事業に係る評価は、対象とする事業の個々の目的や事情等をよりの確に反映させることにより、当該事業の実施や継続の必要性や妥当性をより適切に判断し、客観性を持って国民に対する説明を行うことが可能となるとともに、評価自体の質の向上が図られ、評価の信頼性の確保にもつながるものと考えられる。

〔総務省の見解〕

農林水産省は、林野公共事業に係る評価における山地保全便益又は災害防止便益の算定に

ついて、各事業主体において、個別事業ごとの目的を踏まえた上で、林野評価マニュアルの趣旨・考え方にに基づき、事業箇所の実情等に応じた重要度の高さにより選択することができるよう、分析プログラム及び操作マニュアルの見直しを行うとともに、森林管理局及び都道府県に対し、改めて、林野評価マニュアルの趣旨・考え方を徹底させることが必要である。

【事例 7】評価結果の的確な公表方法について

〔制度の概要等〕

国土交通省では、平成 29 年度予算に向けた評価として実施した個別の公共事業の評価の結果について取りまとめ、平成 29 年 2 月から 3 月にかけて順次公表しており、公表資料としては、①事業区分ごとに主な評価項目等を示した資料、②事業区分ごとの評価件数の一覧、③個別の公共事業の評価に係る評価書で構成されている。

住宅市街地総合整備事業についても、他の事業区分と同様に上記の公表資料の中で評価の結果が公表されており、上記資料のうち③では、事業名、総事業費及び費用便益分析結果とともに、「貨幣換算が困難な効果等による評価」欄が設けられた短冊形式の様式が、個別の公共事業に係る「評価書」として示されているが、国土交通省全体として、又は住宅市街地総合整備事業に関して、評価書にどのような内容をどのように記述すべきかを定めた要領等はない。

なお、今回点検対象とした住宅市街地総合整備事業の 4 事業については、いずれも、「国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づく「一括配分に係る事業」（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）として、実施要領第 4 の 1 の (1) の規定を読み替え、「評価の実施主体は、地方支分部局とする」とされており、各事業を所管する地方整備局は、事業主体の作成した評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定するとともに、評価手法、評価結果、採択箇所等を公表することとされている。

〔点検結果〕

今回点検対象とした住宅市街地総合整備事業の 4 事業（いずれも事前評価）については、実施要領上、各事業を実施する地方整備局が、評価結果等を公表することとされているが、実際の運用上は、各事業を所管し、評価の実施主体である地方整備局が検討した当該事業の評価内容について国土交通省本省において取りまとめ、上述のとおり、国土交通省本省のホームページで公表されており、各地方整備局のホームページから国土交通省本省のホームページにリンクが張られている。

今回、国土交通省本省のホームページで公表されている点検対象事業に係る評価書の内容を確認したところ、以下のような状況がみられた。

- ① 「岡崎南地区地域居住機能再生推進事業」及び「一色・寺津地区地域居住機能再生推進事業」については、評価の実施主体である中部地方整備局において、それぞれの事業固有の事情等を踏まえ、「貨幣換算が困難な効果等による評価」の内容について検討されているが、国土交通省本省のホームページで公表されている評価書では、「貨幣換算が困難な効果等による評価」欄が両事業とも同一の記述になっており、さらには、他の地方整備局が所管する地域居住機能再生推進事業とも同一の記述となっている^(注)。

(注) 平成 29 年 3 月 31 日公表分の地域居住機能再生推進事業は、点検対象とした 2 事業を含め全部で 4 事業あるが、全て同一の記述となっている。

このことについて、評価の実施主体である中部地方整備局では、同一の記述で公表されている理由等は本省事項であるため不明としており、また国土交通省本省は、地域居住機能再生推進事業の目的・期待する効果に従い、同じ記載になったとしている。

表1 評価書の記述状況（地域居住機能再生推進事業）

事業名	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	
	貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C（億円）		B/C
	便益の内訳及び主な根拠				
岡崎南地区 地域居住機能再生推進事業	84	【内訳】 居住水準向上便益 ・住宅：79億円 ・駐車場：2.9億円 ・用地残存価値：1.3億円 ・建物残存価値0.7億円 【主な根拠】 市場家賃：95千円/月・戸	91 【内訳】 事業費 77億円 維持管理費 14億円 他地域の事業にも関わらず同一の記述	0.90	公営住宅等長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な団地別・住棟別の事業手法を選択し、地域の福祉拠点化、公的賃貸住宅戸数の適正化等地域の居住機能の再生を図る。
一色・寺津地区地域居住機能再生推進事業	24	【内訳】 居住水準向上便益 ・住宅：24億円 ・用地残存価値：0.1億円 ・建物残存価値：0.2億円 【主な根拠】 市場家賃：99千円/月・戸	23 【内訳】 事業費 19.4億円 維持管理費 4.6億円	1.04	公営住宅等長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な団地別・住棟別の事業手法を選択し、地域の福祉拠点化、公的賃貸住宅戸数の適正化等地域の居住機能の再生を図る。

(注) 国土交通省本省が公表している評価書に基づき当省が作成

② 「長崎四丁目地区密集市街地総合防災事業」及び「生野区南部地区密集市街地総合防災事業」についても、国土交通省本省のホームページで公表されている評価書の「貨幣換算が困難な効果等による評価」欄が両事業とも同一の記述となっている状況がみられた。

このことについて、「長崎四丁目地区密集市街地総合防災事業」に係る評価の実施主体である関東地方整備局では、密集市街地総合防災事業はどの地域で行っても求められる目的や効果は同じであることから、結果的に他の地区において実施される事業の内容と同じような表現になってしまうのではないかとしている。

また、「生野区南部地区密集市街地総合防災事業」に係る評価の実施主体である近畿地方整備局では、事業ごとの雛形や貨幣換算が困難な効果等による評価の記述内容に係る本省からの指示は特段ないとしている一方で、前年度に行われた新規採択時事業評価の記述を参考に記述したとしている。

表2 評価書の記述状況（密集市街地総合防災事業）

事業名	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	
	貨幣換算した便益：B（億円）		費用：C（億円）		B/C
	便益の内訳及び主な根拠				
長崎四丁目地区密集市街地総合防災事業	137	【内訳】 住環境向上便益 12億円 建替促進便益 124億円 防災性向上便益 1.1億円 【主な根拠】 市場家賃：3,400円/㎡	88 【内訳】 事業費 79億円 維持管理費 9.5億円 他地域の事業にも関わらず同一の記述	1.6	高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住推進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を図る。
生野区南部地区密集市街地総合防災事業	311	【内訳】 住環境向上便益 277億円 老朽建築物等除却便益 1.0億円	214 【内訳】 事業費 208億円 維持管理費 6.2億円	1.5	高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住推進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、

		建替促進等便益 32億円 防災性向上便益 0.4億円			密集市街地における総合的な環境整備を図る。
		【主な根拠】 市場家賃：1,600円/㎡			

(注) 国土交通省本省が公表している評価書に基づき当省が作成

- ③ 一方、今回点検対象とした、国土交通省所管の他の事業区分の個別事業について、国土交通省本省のホームページで公表されている評価書について、例えば、地すべり対策を主目的とする「由比地区直轄地すべり対策事業」及び「亀の瀬地区直轄地すべり対策事業」の両事業（いずれも再評価）の評価書における「貨幣価値が困難な効果等による評価」欄の記述内容を比較したところ、同じ目的で実施されている事業同士ではあるが、それぞれの事業の背景事情等を踏まえた異なる記述となっている。

公共事業に係る政策評価結果の公表は、個別の公共事業について、それぞれの事情等を踏まえた評価内容を明らかにすることにより、それら個別の事業ごとに、実施の必要性や妥当性等についての外部からの検証を可能にする意義・目的があるものと考えられる。しかし、上記①及び②の例のように、評価の実施主体である地方整備局がそれぞれの事業の実情等を踏まえて検討した評価内容について、国土交通省本省において全ての個別事業を同一の記述で公表することにより、公表の意義・目的が達し得ないものとなっていると考えられる。

〔総務省の見解〕

国土交通省は、評価の信頼性の一層の向上等を図る観点から、住宅市街地総合整備事業（地域居住機能再生推進事業及び密集市街地総合防災事業）について、貨幣換算が困難な効果等による評価が、それぞれの事業ごとに、その固有の実情等を踏まえ、的確に実施されていることを検証できる形で評価結果を公表する方法について検討することが必要である。

第3 平成28年度点検結果に対する関係行政機関の対応状況

平成28年度の点検（平成29年3月30日公表）における指摘（個別の評価に係る指摘8件及び事業区分等に共通する指摘11件）に対する各省の対応状況をみると、表1及び表2のとおり、個別の評価に係る指摘については、7件の評価において評価のやり直し等の対応が行われており、また、事業区分等に共通する指摘については、各省において費用対効果分析マニュアル等の改定や運用の徹底のための措置が進められている。

表1 個別の評価に係る指摘に対する各省の対応状況 (単位：件)

所管省	事業区分		件数	各省の対応	
				対応済	対応中
農林水産省	水産関係 公共事業	水産資源環境整備事業	1	1	0
		水産物供給基盤整備事業	2	2	0
		特定漁港漁場整備事業	3	3	0
国土交通省	港湾整備事業		1	0	1
	市街地整備事業（都市機能立地支援事業）		1	1	0
計			8	7	1

(注) 当省の確認結果による。

表2 事業区分等に共通する指摘に対する各省の対応状況 (単位：件)

指摘の類型	件数	各省の対応	
		対応済	対応中
費用対効果分析マニュアル等の改定	5	0	5
最新の知見や事例の蓄積等を踏まえた評価手法の検討	2	0	2
運用改善（事業主体への周知徹底等）	4	4	0
計	11	4	7

(注) 当省の確認結果による。

このうち、各省において改善が図られた主な例は、以下のとおりである。

表3 各省における改善の例（主なもの）

事業区分	総務省の指摘概要	関係省の対応状況
<p>水産資源環境整備事業（島地区）</p> <p>〔事業主体:秋田県〕</p>	<p>本事業の評価では、平成27年度末に本事業の進捗率が37%にとどまっているにもかかわらず、28年度の事業完了を前提として評価を実施。また、事業採択から10年経過した時点での再評価が未実施。</p> <p>政策評価法等に基づき、以下の事項について適切に対応することが必要。</p> <p>① 本事業の実態を的確に把握し、期中の評価をやり直すこと。</p> <p>② 今後、期中の評価を適切に実施・公表すること。</p>	<p>① 指摘を踏まえ、平成28年度末時点における事業の実態に即した進捗率等に基づき期中の評価を再度実施し、平成29年3月に公表。</p> <p>② 再発防止等の観点から、関係都道府県等に対して、平成29年4月に通知を发出し、適切な内容及び時期で期中の評価を実施することについて指導を行うとともに、担当者会議等において周知徹底を図り、期中の評価を適切に実施・公表。</p> <p>（農林水産省）</p>
<p>市街地整備事業（都市機能立地支援事業）</p> <p>〔事業主体:公益財団法人総合花巻病院〕</p>	<p>評価マニュアルでは、周辺の民間事業の相場を十分に考慮した上で、便益の算定基礎となる賃料及び敷金等預託金を設定する旨を規定。しかし、本事業の評価では、花巻市（事業実施地区）ではなく、都市規模の異なる盛岡市のデータを用いて便益を算定。</p> <p>費用対効果分析の的確な実施を図る観点から、以下の事項について適切に対応することが必要。</p> <p>① 地域の実情に見合った適切な賃料及び敷金等預託金を設定した上で評価をやり直すこと。</p> <p>② 便益算定における賃料及び敷金等預託金について、地域の実情を的確に捉えて設定するよう、評価マニュアルの充実について検討すること。</p>	<p>① 賃料及び敷金等預託金については、不動産鑑定士による鑑定結果を用いて便益を算出し、費用便益比を再計算するなど、評価の修正を行い、平成30年2月に公表。</p> <p>② 都市機能立地支援事業の費用便益マニュアル案の改定に向けて作業中。</p> <p>（国土交通省）</p>

（注） 当省の確認結果による。

なお、平成27年度の点検（平成28年3月28日公表）における指摘のうち、事業区分に共通する指摘については、農業競争力強化基盤整備事業及び農業水利施設保全合理化作業（農林水産省）において、CVMを用いた便益算定手法の見直しを行い、支払意思額の補正方法を関係者に周知するなどの対応を進めている。